

山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者自らの6次産業化又は市町村やJA等による直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みのほか、県内の食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大の取組みに必要な機械等の導入を支援します。

3 利用対象者

- (1) 農林漁業者自らの6次産業化の取組みに対する支援（自らの6次産業化）
 農業を営む者（個人、法人）、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
 林業を営む者（個人、法人）、林業を営む者が組織する団体、
 漁業を営む者（個人、法人）、漁業を営む者が組織する団体
- (2) 市町村等による地域の6次産業化の取組みに対する支援（地域の6次産業化）
 (1)の対象者に加えて、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、市町村
- (3) 食品製造業者が行う県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工の取組みに対する支援（食品製造業者の取組み）
 県内に主たる事業所を有する食品製造業者

4 支援内容

(1) 補助要件

メニュー	要 件
①自らの6次産業化 ②地域の6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること。 ◇産出額が現状の2倍以上 ◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、地域の6次産業化に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること ・地域の6次産業化の取組みにあっては、地域の6次産業化ネットワークが構築されていること
③食品製造業者の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること。 ◇農林水産物を起点とした産出額が増加 ◇県産農林水産物の使用量が増加 ◇県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が現在より10ポイント以上増加、又は新たに整備する施設・設備で使用する県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が50%以上 ◇県内農林漁業者等との取引拡大 ◇雇用創出1.5人以上 ◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

(2) 対象経費

メニュー	補助対象事業
①自らの6次産業化	農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等導入、建物改修費
②地域の6次産業化	地域の農業者が利活用できる6次産業化拠点施設に必要な機械等導入
③食品製造業者の取組み	食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大に必要な機械等導入

(3) 補助率

メニュー	補助率	補助対象経費
①自らの6次産業化	県：1/3以内	2,000千円～30,000千円
②地域の6次産業化	県：1/4以内、市町村：1/12以上	2,000千円～40,000千円
③食品製造業者の取組み	県：1/3以内	2,000千円～30,000千円

(4) 補助上限額

上表のとおり

(5) その他

過去にこの事業等での採択実績がある場合は、当該プロジェクトと同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和4年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当
- (3) 電話番号：023-630-3031

農山漁村発イノベーション交付金
(農山漁村発イノベーション等整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者の組織する団体等が、農山漁村発イノベーションに取り組む場合に必要となる、農林水産物の加工・流通・販売等の施設の整備に対して支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件

- 事業実施主体は、6次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者
- 民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

(2) 対象経費

- 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み
農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み
農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設に係る経費

(3) 補助率：3/10

ただし、地域別農業振興計画に基づき具体的な目標値を設定して取り組む事業及び市町村戦略に基づく取組等については1/2以内

(4) 補助上限額：1億円

交付金額は以下①～③の最も低い額

- ① 事業費×交付率 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

5 募集期間

(1) 募集期間

令和4年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当

(3) 電話番号：023-630-3076

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む）並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得への対応及び家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること（<https://www.gfpl.maff.go.jp/>）
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業及び類似事業を実施した者にあっては、当該事業において設定した成果目標を達成済であること ほか

(2) 対象経費

①施設等整備事業

輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む）に係る経費

②効果促進事業

輸入条件やHACCP等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記施設等整備事業（①）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費

(3) 補助率：1/2以内又は3/10以内

※輸出先国の規制等への対応を行うため、輸出向けHACCP等の認定・認証を取得（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲を追加する等を行う場合を含む。）する以外の取組の場合にあっては、補助率3/10を適用。

(4) 補助上下限額：2,500千円～5億円

5 募集期間

(1) 募集期間

第1次募集は締め切りました。ただし、予算の執行状況をみて、追加募集が行われる可能性がありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供 ほか

(3) 申込み先：農林水産部農政企画課美味しい山形流通販売推進室

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課美味しい山形流通販売推進室

(2) 担当（係）名：輸出推進・web販売支援担当

(3) 電話番号：023-630-2540

農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農山漁村の持つ多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用し、地域の活性化や持続的発展を目指して実施する、付加価値を創出する取組みに対して、試験・試作費などや、試作等の実施を行ううえで最低限必要な機器等の導入に要する経費を補助します。

3 利用対象者

農業を営む個人・法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、林業を営む個人・法人、森林所有者、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人・法人、漁業・水産加工団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 農林水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること
- 地域資源を活用した付加価値の創出に結びつく取組みであること
- 「機器等導入展開型」においては、事業検討（試作等）の取組みを行うこと、かつ、導入する機器等は事業検討の取組みを行ううえで最低限必要なものであり、機器等導入・活用計画書を策定すること

(2) 対象経費

①事業検討型〔補助対象経費の上限300千円〕

下記ア～ウの取組みに要する、旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品及び材料購入費（販売する商品に直結する材料に係るものを除く）等）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料

- | | | |
|---|-------------|--|
| ア | 6次産業化の取組み | 農産品加工や料理の試作、体験メニューの開発、加工品の成分分析、商品パッケージ開発、市場調査・販促活動 等 |
| イ | 農林水産物生産の取組み | 伝承作物などの試作、高付加価値化のための生産技術導入 等 |
| ウ | その他の取組み | 高付加価値化のための再生可能エネルギーの活用
の取組み 等 |

②機器等導入展開型〔補助対象経費の上限1,600千円〕

①の取組みを実施するうえで最低限必要な機器等の導入に要する、備品購入費、工事請負費

(3) 補助率：①事業検討型は2/3、②機器等導入展開型は1/2

(4) 補助上限額：①事業検討型 200千円（対象経費の上限 300千円の2/3）
②機器等導入展開型 800千円（対象経費の上限 1,600千円の1/2）

(5) その他

①事業検討の取組みは2か年での事業実施も可（②機器等の導入は1年目のみ可）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月下旬～6月上旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法

県ホームページからダウンロード

URL <https://www.pref.yamagata.jp/140017/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/nosangyoson/nousangyoson.html>

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農村計画課

(2) 担当（係）名：農村^{むら}づくり担当

(3) 電話番号：023-630-2948

【総合支庁】

(1) 機関名：各総合支庁

(2) 担当・電話番号：**【村山】** 地域産業経済課 023-621-8432
【最上】 農業振興課 0233-29-1316
【置賜】 地域産業経済課 0238-26-6092
【庄内】 地域産業経済課 0235-66-5490